

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 加算・減算

項 目	必 要 書 類
職員の欠員による減算の状況 ①看護職員・②介護職員 (認知症対応型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護)	*減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) 【欠員が解消した場合は以下も必要】 ③勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成) ④資格者証の写し(介護職員を除く)
高齢者虐待防止措置実施の有無 (認知症対応型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
業務継続計画策定の有無 (認知症対応型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応(3%加算) (認知症対応型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護)	*厚生労働省が事務連絡で示した感染症又は災害の発生に限ります。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ③感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式(参考様式 36) ④通所介護等算定区分確認表
時間延長サービス体制 (認知症対応型通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ③運営規程
入浴介助加算 (認知症対応型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ③平面図・浴室の写真(加算Ⅰ→Ⅱ又はⅡ→Ⅰに変更する場合は不要) ④入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を実施または、実施することが分かる資料(研修計画予定表など)(加算Ⅰ→Ⅱ又はⅡ→Ⅰに変更する場合は不要)
生活機能向上連携加算 (認知症対応型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ③外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係が分かる書類の写し
個別機能訓練加算 (認知症対応型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護)	*加算(Ⅱ)を算定する場合は「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・機能訓練指導員分で作成) ④資格者証の写し(機能訓練指導員)

項 目	必 要 書 類
ADL維持等加算[申出]の有無 (認知症対応型通所介護)	※「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
若年性認知症利用者受入加算 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
栄養アセスメント・栄養改善体制 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)	※栄養アセスメント加算を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・管理栄養士分で作成) ④資格者証の写し(管理栄養士) ⑤外部との連携による場合は、連携関係が分かる書類(契約書等)の写し(③・④は不要)
口腔機能向上加算 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)	※加算(Ⅱ)を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員分で作成) ④資格者証の写し(言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員)
科学的介護推進体制加算 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)	※「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ※「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
サービス提供体制強化加算 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 12-3) ④有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等
介護職員等処遇改善加算 ※ (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ③処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は算定できなくなるため、加算(Ⅱ)への変更に係る届出が必要です。

2 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号)
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)	